人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二一―二

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるもののほか、人事院の定める者から引き続き俸給表適用職員となった者（任用の事情等を考慮して人事院が定める者に限る。）

第五条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされること。

第五条第二項に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、給与法第十一条の八第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事院が定めるもの

第五条第三項中「とき」の下に「（第一項第三号に掲げる者のうち、俸給表適用職員となったことに伴い勤務場所に変更があったものにあっては、人事院が定める要件を満たすとき）」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあった職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があったものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

一　第二項第一号に掲げる異動等に準ずるものがあった日以前三年の期間（人事院が定める期間を除く。）を俸給表適用職員として引き続き勤務していたものとした場合に給与法第十一条の八第一項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなる場合　同条の規定により支給されることとなる期間及び月額の広域異動手当

二　次に掲げる場合　第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当

イ　第二項第二号から第六号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を同項に規定する住居と官署との間の距離とした場合に同項に規定する広域異動手当の支給要件を具備することとなるとき。

ロ　第二項第七号に掲げる異動等に準ずるものがあった場合において、人事院が定める要件を満たすとき。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の規則九―一二一（以下「改正後の規則」という。）第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第一項第三号に掲げる者に該当する者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者に適用する。この場合において、同条第三項中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは、「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とする。

3　改正後の規則第五条第二項及び第四項の規定は、平成二十四年四月二日からこの規則の施行の日の前日までの間に同条第二項第一号又は第七号に掲げる給与法第十一条の八第三項に規定する異動等に準ずるものがあり、これに伴い勤務場所に変更があった職員に適用する。この場合において、改正後の規則第五条第四項第一号中「同条の規定により支給されることとなる期間」とあるのは「平成二十七年四月一日以後の同条の規定により支給されることとなる期間」とし、同項第二号中「第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日から」とあるのは「平成二十七年四月一日から第二項第二号から第七号までに掲げる異動等に準ずるものがあった日以後」とする。

4　前二項に定めるもののほか、前二項の適用を受ける職員に対する改正後の規則第五条第三項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）に基づき、平成二十六年改正法附則第五条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替えに関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年一月三十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一三八

平成二十六年改正法附則第五条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え

（任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額の切替え）

第一条　平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者の切替日の前日における俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
905,000	887,000
1,005,000	985,000
1,105,000	1,083,000
1,198,000	1,174,000

（任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額の切替え）

第二条　切替日の前日において任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額を受けていた職員の新俸給月額は、その者の旧俸給月額に対応する次の表の新俸給月額欄に定める俸給月額とする。

旧俸給月額	新俸給月額
円	円
968,000	948,000
1,091,000	1,068,000
1,198,000	1,174,000

附　則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。